

一般会計予算審査特別委員会総務生活分科会会議録

1 日 時 令和6年3月11日（月曜日）

開会 午前10時23分

閉会 午後 2時16分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	山田雅徳	副委員長	岡崎亨一
	委員	森安健一	委員	三宅啓介
	〃	高谷幸男	〃	津神謙太郎
	〃	山口久子	〃	剣持堅吾
(欠席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西村佳子	同次長	宇野裕
同主任	東宗利		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中島邦夫	政策監	難波敏文
秘書室長	丸野裕子	危機管理室長	丸山幸司
総合政策部長	梅田政徳		
政策調整課長兼魅力発信室長代理	岡本紀子		
市政情報課長	難波幸次	人口増推進室長	目黒由基
総務部長	内田和弘		
総務課長兼人材育成推進室長代理	小川修		
財政課長	横田優子	財政課主幹	岡真里
財産管理課長	小野達史	財産管理課主幹	林琢也
契約検査課長	鹿野雅弘	税務課長	柚木均
税務課主幹	高谷正樹	市民生活部長	新谷秀樹
人権・まちづくり課長	渡邊康広	交通政策課長	小原靖子
交通政策課主幹	林輝昭	市民課長	前田英子
会計課長	弓取克哉		
選挙管理委員会事務局長	河原隆		
監査事務局長	矢吹慎一	消防長	中山利典
消防総務課長	西川貴	予防課長	廣惠敏孝
予防課主幹	鷺見寿幸	警防課長	池上泰史

6 付議事件及びその結果

付議事件 議案第29号令和6年度総社市一般会計予算について
のうち、本分科会に分担された部分

結 果 可決すべきである

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前10時23分

○委員長（山田雅徳君） ただいまから一般会計予算審査特別委員会総務生活分科会を開会いたします。

では、議案第29号 令和6年度総社市一般会計予算のうち、本分科会の担当する部分の審査を行います。

なお、審査順序は歳出から歳入、債務負担行為及び地方債の順に行いますので、御了承願います。

予算調書を活用しての質疑につきましては、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名（大事業）を言った後、主要な事務事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただきますようお願いをいたします。

まず、歳出、第1款議会費から第2款総務費のうち、第1項総務管理費のうち、本分科会が担当する部分の審査に入ります。

では当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 議案第29号 令和6年度総社市一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ358億2,000万円と定めるものがございます。

本分科会の所管に属するものにつきまして、便宜歳出から御説明申し上げますので、70、71ページをお開きください。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費のうち、第1節報酬から第4節共済費までは、議員、議会事務局職員、議長車運転手に係る人件費でございまして、第7節報償費から第18節負担金、補助及び交付金までは議会活動に要する経費で、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。このうち、第12節委託料につきましては、令和5年度予算において債務負担行為を設定しておりました議場音響システム等整備及び通信設備整備に関する経費を計上しております。

74、75ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、第1節報酬は説明欄2行目の事務補助に係る会計年度任用職員や、その二つ下の多文化共生推進員の報酬などでございます。第2節給料から第4節共済費までは、市長、副市長、政策監の特別職3名及び総務課ほか92名の人件費等でございます。第7節報償費から第10節需用費までのうち、主なものは第8節旅費で市長ほか特別職の出張旅費などでございます。第11節役務費は76、77ページをお開きください。説明欄2行目の手数料が主なもので、これは職員の健康診断などに係る手数料でございます。第12節委託料は、上から5行目の例規類集のデータベース作成委託料や、その二つ下の職員採用試験問題作成等委託料

が主なものでございます。第13節使用料及び賃借料は、一番下の職員宿舍借上料が主なもので、これは国から来ていただいている方の宿舍の借上料でございます。第17節備品購入費は、文書管理用のキャビネット及び日本語教室用の液晶プロジェクターの購入費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、上から4行目の岡山市市長会負担金、その三つ下の岡山県電子入札共同利用推進協議会負担金が主なものでございます。

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目文書広報費につきましては、全庁的な文書発送や印刷、広報広聴に係る経費を計上しているもので、主なものといたしまして、第7節報償費につきましては広報紙等の配布に伴います町内会等へのお礼でございます。第10節需用費のうち、一番上の消耗品費は全庁的に使用する用紙代などで、また78、79ページをお開きください。一番上の印刷製本費は「広報そうじゃ」の発行に要する経費などでございます。第11節役務費は、文書の発送に伴う郵券料でございます。第12節委託料のうち、一番上の電算システム導入委託料は令和5年度予算において債務負担行為を設定しておりました文書管理や庶務管理などの内部情報系システムを導入するための経費で、一番下の動画作成委託料はSNS発信用動画を作成するための経費でございます。第13節使用料及び賃借料は、一番上の電子複写機使用料やその三つ下の回覧板チャンネルシステム賃借料が主なものでございます。第17節備品購入費は、広報紙作成用カメラの購入費でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第2目までについては以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君）

次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第3目情報管理費について御説明いたします。

本年度予算額6億7,541万6,000円でございます。この予算は各部署での電算事務処理業務に必要な運営経費及びネットワーク関連機器等の整備保守経費、新庁舎の情報ネットワーク整備費用等でございます。

それでは、各節の主な内容につきまして御説明いたします。

第10節需用費は、プリンター及びパソコン、ネットワーク周辺機器などの消耗品費が主なものでございます。第11節役務費は、インターネット回線の接続料及びデータ通信機器の通信料でございます。第12節委託料は、基幹システムの運用支援や保守に係る電算システム保守委託料、新庁舎での情報ネットワーク基盤や基幹システムの構築及び基幹システムの標準化に向けた作業の委託料などが主なものでございます。第13節使用料及び賃借料は、基幹システム関連機器の借上料、基幹システムの標準化におけるガバメントクラウド使用料などの電算サービス使用料などでございます。第17節備品購入費は、現在リースを行っている職員用パソコンの買取り費用及びネットワークスイッチの購入費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、社会保障・税番号制度で必要となる中間サーバーを自治体が共同利用するための負担金及び県単位で行っているセキュリティークラウドについての負担金が主なものでございます。

以上で、情報管理費の説明を終わります。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 次に、第2款総務費、第1項総務管理費、第4目財政管理費496万7,000円は財政関係の事務経費で、予算書、決算書の印刷経費、財務システムの保守委託料が主なものでございます。

続いて、第5目会計管理費1,561万円につきましては、第1節報酬から、1枚お開きいただきまして、80、81ページの第8節旅費までは会計年度任用職員1名分の報酬等でございます。第11節役務費は、指定金融機関に対する銀行間送金手数料及び指定金融機関等への口座振替取扱手数料でございます。二つ飛びまして、第18節負担金、補助及び交付金のうち指定金融機関派出所負担金596万5,000円は、市金庫に係る人件費、物件費でございます。

次に、第6目財産管理費62億6,032万円につきましては、普通財産や本庁舎、西庁舎の維持管理、公用車の管理運行、宿日直に関する経費、新庁舎建設に関する費用、基金積立金の管理等の経費でございます。第8節旅費は、新庁舎建設に伴う工場検査等に関するもので、第10節需用費は本庁舎、西庁舎の光熱水費や庁舎冷暖房機械、公用車の燃料費、修繕料など通常の実務管理経費が主なものでございます。第11節役務費の主なものは、電話料金等の通信運搬費、施設、公用車などの災害保険、損害保険料、電気工作物点検などの庁舎維持管理に関する手数料で、第12節委託料は庁舎の清掃、警備や冷暖房設備、市有バスやダンプの運転業務、宿日直業務の委託料、ビル管理法に基づき庁舎環境衛生管理を行う建物管理委託料などに加え、債務負担行為で設定をしております新庁舎建設に伴う工事監理委託料、市産木材調達等業務委託料、デジタルサイネージ設置委託料、電話設備整備委託料などが主なもので、説明欄に記載のとおりでございます。1枚お開きいただきまして、82、83ページを御覧ください。第13節使用料及び賃借料でございますが、新庁舎建設工事中に民間駐車場へ公用車を駐車するための駐車場使用料、保健センター、福祉センター西側の土地借上料が主なもので、第14節工事請負費53億700万円は、現在建設中の新庁舎の建設工事支払い相当分でございます。第17節備品購入費は、新庁舎用の机、椅子などの備品及び公用車2台などを購入する経費、第21節補償、補填及び賠償金につきましては、新庁舎建設に伴います電波障害に関する補償費でございます。第24節積立金につきましては各基金の積立金で、主なものは前年度繰越金の法定積立分の1億円と利息を積み立てる財政調整基金積立金や、84、85ページをお開きいただきまして、説明欄一番上の森林環境整備基金積立金で、森林環境譲与税を積み立てるものでございます。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費について御説明いたします。

本年度予算額6,707万6,000円でございますが、この予算は地域情報化推進事業、大学交流促進事業、定住促進事業、空き家対策事業、イメージキャラクター活用事業、デジタル化推進事業などに要する経費でございます。

主なものといたしまして、第1節報酬は総合計画審議会委員と空家等対策協議会委員の報酬でございます。第7節報償費は、社会貢献表彰受賞者への記念品料等でございます。第8節旅費は、定住フェア、相談会への参加旅費等でございます。第10節需用費の主なものですが、説明欄一番上の消耗品費はチェッピーノベルティグッズの作成費等、上から四つ目の印刷製本費は総社カレンダーの作成経費等でございます。第11節役務費の主なものは、説明欄一番上の通信運搬費で、空き家所有者意向調査用の郵券料等でございます。第12節委託料の主なものですが、説明欄上から二つ目、第3次総合計画の策定に当たり基礎調査を実施するための経費、総合計画等作成委託料でございます。また、次の行が婚活イベントに伴う委託費、またその下の岡山空き家活用まちづくりモデル事業委託料は国の空家等活用促進区域の設定に関わるガイドラインに基づき、空き家を重点的に活用するエリアを定めていく空家等活用促進区域の素案策定に関わる委託料でございます。そして、下から二つ目の光通信線維持管理委託料は、光ファイバーの移設工事、維持管理に係る委託料でございます。第13節使用料及び賃借料の主なものですが、説明欄一番上の電柱使用料は光ファイバーを中国電力やNTTの電柱へ配線していることによる使用料、一番下の電算サービス等委託料は公式LINEの拡張機能などデジタルサービスの使用料でございます。第17節備品購入費は、お試し住宅用スマートロック端末ほかの購入でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、空き家の利活用を進めるための新制度、空き家利活用所有者応援金ほか各種補助金等でございます。また、1ページお開きいただきまして、86、87ページ、説明欄上から二つ目、市制施行20周年記念事業負担金は令和7年3月に市制施行20周年を迎えるに当たり、記念事業を実施するための経費でございます。

企画費については以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 人材育成推進室長代理。

○人材育成推進室長代理（小川 修君） 続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第8目職員研修について御説明いたします。

この経費は、職員の資質の向上に資するため、計画的に職員研修を実施するものでございます。

第7節報償費は、研修講師への謝礼で、第8節旅費は市町村アカデミーなど専門研修をはじめ、国などへの職員派遣に伴う旅費、第10節需用費は研修に必要となる消耗品が主なものでございます。第11節役務費は、国などへ派遣した職員の宿舍の更新手数料で、第12節委託料は接遇などの研修委託料でございます。第13節使用料及び賃借料は、国などへ派遣する職員の宿舍借上料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、各種研修参加に伴う研修費用負担金でございます。

第8目については以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） 続きまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第9目出張所費につきましては5出張所の管理運営に要する経費でございます。

主なものでございますが、第1節報酬から第8節旅費までは、各出張所の事務に係る会計年度任

用職員 3 名及び出張所長 1 名の人件費等でございます。第10節需用費は、各出張所の光熱水費及び施設修繕等でございます。第11節役務費は、各出張所の電話料金及び清音出張所防災行政無線の撤去費用等でございます。第12節委託料及び第13節使用料及び賃借料は、説明欄に記載のとおり、各出張所の維持運営に要する経費でございます。第17節備品購入費は、昭和出張所の契印機の購入費用でございます。

出張所費につきましては以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 交通政策課長。

○交通政策課長（小原靖子君） 続きまして、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第11目交通対策費でございます。

交通対策費は、市民への交通安全啓発や市営駐車場の維持管理、総社市新生活交通雪舟くんの運行、地方バス路線への補助など地域公共交通に係る経費でございます。86、87ページから88、89ページにかけて、第 1 節報酬から第 8 節旅費までは交通安全指導員 2 名、雪舟くんのオペレーター 5 名に係る人件費及び交通指導員、総社市地域公共交通会議委員に対する報償費でございます。第 10 節需用費のうち、49 万円が交通政策課に所属するもので、車両の修繕代です。第11節役務費のうち、主なものは通信運搬費であり、雪舟くんのオペレーター、ドライバー、車載器の通信料などでございます。第12節委託料のうち電算システム改修委託料は、雪舟くんのシステム保守委託料、自動車駐車場管理委託料は市営駐車場の管理委託料、そして総社市新生活交通運行委託料は雪舟くんの運行を市内の交通事業者 6 社に委託しております委託料です。第13節使用料及び賃借料のうち 2 行目、機械器具借上料は総社駅北駐車場及び駅前広場の駐車場機器についてでございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、雪舟くん一乗車に対して50円分のバス、タクシー料金助成金を交付しているタクシー利用促進助成金、地方バス路線の維持費補助金、6 行下の井原鉄道経営基盤整備補助金につきましては、県、市が割合に応じて行う補助金でございます。

次に、第13目生活安全対策費でございます。

生活安全対策費は、防犯及び消費者被害の防止に係る経費でございます。第 1 節報酬から第 8 節旅費までは、消費生活相談員 1 名の人件費でございます。90、91ページをお開きいただきまして、第10節需用費のうち光熱水費は、防犯灯維持管理のための電気代で、修繕料は防犯灯の器具交換等に要する経費でございます。次の第12節委託料の防犯灯設置委託料は、市の設置基準に該当するものについて順次設置を行う経費です。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、2 行目、総社警察署管内防犯連合会への負担金でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 続きまして、第 2 款総務費、第 1 項総務管理費、第14目自治振興費 1 億3,622万6,000円でございますが、これは地域づくり自由枠交付金やコミュニティ助成事業助成金など、主に地域づくり活動に係る経費でございます。第 1 節報酬から第 4 節共済費ま

では、市民課の窓口案内業務に係る会計年度任用職員1名の人件費が主なものでございます。第10節需用費の主なものは、市民課の窓口案内、自衛官募集事務に係る用品、鬼ノ城ふれあい広場と西ふれあい広場の維持管理経費でございます。第11節役務費、賠償保険料は地域活動でのけが、事故に対する市民活動保険の保険料でございます。第12節委託料の主なものは、説明欄の4段目になりますが、法律相談委託料は無料法律相談に係る弁護士費用でございます。その下の講師派遣委託料は、地域づくりのための研修等に係る講師派遣費用でございます。第13節使用料及び賃借料は、市民課の窓口案内に係る経費、第15節原材料費はコミュニティ広場補修に係る経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、地域づくり自由枠交付金は市内17の地域づくり協会に対し、地域の特色を生かしたまちづくりを行うための交付金、コミュニティ助成事業助成金はコミュニティ組織に対し、コミュニティ活動に必要な備品等の整備に係る経費の助成金でございます。

次に、第15目旅券発給事務費の329万円は、パスポートの申請、交付事務に係る会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

○委員長（山田雅徳君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 続きまして、92ページ、93ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第16目諸費、第3節職員手当等から第18節負担金、補助及び交付金までは、大規模災害被災地支援事業に係る2,000万円が主な経費でございます。被災地の支援と被災者の受入れに各1,000万円を計上しております。なお、災害支援以外のものとしましては、第18節負担金、補助及び交付金の避難民支援金147万6,000円はロシアの侵攻によりウクライナから本市へ避難してこられた方に対する支援金、備南競艇事業組合負担金1,012万円は同組合の運営に係る負担金でございます。第22節償還金、利子及び割引料4,158万9,000円のうち本分科会の所管するものとしましては、還付金4,000万円と還付加算金40万円は、いずれも過誤納となりました市税の還付に関するものでございます。次の返還金につきましては、109万9,000円のうち36万3,000円は中・長期在留者居住地届出等事務委託費返還金で、算定額を上回る額の交付を受けていたため国へ返還するもの、30万円はふるさと納税寄附金の過誤納となりましたものの返還金、15万円は市営駐車場、月ぎめ駐車年度の中途解約に伴う使用料の返還金でございます。第25節寄附金500万円は、令和6年能登半島地震に係るふるさと納税代理寄附金でございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） それでは、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 調書で申し上げます。23ページの新庁舎の建設事業についてお伺いをいたします。

これは、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、新庁舎建設事業でございませ

て、第17節のところの備品購入費で非常に気になるのが約4億4,163万8,000円かけておられますが、今後また値上げとか、こういった公的なものの金額が通常的生活必需品とは違って年度年度での定価の改定とかになるのかなと思うところもあるんですが、万が一値上げしたら補正で増額をしなければいけないということが想定されるかどうか、ちょっと気になるものですから教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 岡崎委員の質問でございます。

備品につきましては、現在どういうものを買うかというのを精査している状態ではございます。できるだけ現庁舎のもので使えるものに関しては、持っていかせていただくものも当然あるかと思っております。

また値段についてですが、今予算的に取っているのは見積り等を取らせていただいた参考の中で、まあこのぐらいだろうということで今予算化はさせていただいております。実際には、令和6年度になって入札等をまた実施していくことになると思いますので、そのときにまた最適な価格というものをまたその都度予定価格等で設定をしてということになろうというふうに思います。値上げについては、委員言われるように実際どんどん上がっていくという状況はあろうかと思っておりますので、予算の中で何とかやりくりはしていきたいと思っておりますが、どうしても足りない、必要経費が足りないという場合は補正予算等でも対応させていただかないといけないかなというふうには考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。今、この現庁舎でお使いの様々な物品があるかと思えますけども、ちょっとあまりにも新庁舎にそぐわないようなタイプのものは処分するなり、どこかへ譲るなりして御対応をお願いしたいと思えます。

○委員長（山田雅徳君） 他にありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君）

予算調書の30ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費のイメージキャラクターの活用事業ということで、チュッピー着ぐるみの購入費なんですけども、前年が一応100万円の予算だったんですけども、今回委託料として124万3,000円で購入ということになってるんですけども、それはどういったような感じでそういうふうになったのかと。

もう一点、今、チュッピーが3代目の制作ですか、違いますかね、ちょっとすみません、今作ってるものが今チュッピーが何台、何台というたらおかしいんですけど、何人、何匹、いらっしゃるのか、そこをちょっと2点、3点お聞きいたします。

○委員長（山田雅徳君） 魅力発信室長代理。

○魅力発信室長代理（岡本紀子君）　まず、チュッピーの着ぐるみの購入に当たってですが、今回制作委託料ということで昨年も作成をいたしました。その際に、今回、物価高騰という面で前年度より予算を、参考見積りを取ったものを参考に予算の計上をさせていただいております、来年度、作成予定のものが今の形のチュッピーになると、5体目になります。今年度、4体目の作成をしたんですけれども、今現在2体で、過去のもの使用頻度も高いものですし、やはり外で使うものですので傷みもありまして、現在は昨年作ったものと、その前に作ったものということで2体で運用しております。3番目に作ったものも現在劣化が進んでおりますので、来年度また予算計上させていただいて、5体目を作成できればというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君）　森安委員。

○委員（森安健一君）

外で使うということでかなり、最初のはすごくおしめが黒くなったやつとかいろいろあったんですけども、デザイン的には変わらないんですか、変わらずで、分かりました。じゃ、きれいなイメージキャラクターなんで、それこそ物価高騰というのも分かりました。きれいなチュッピーをどんどん生んでいただければというふうに思っていますんで、ありがとうございます。

○委員長（山田雅徳君）　答弁はよろしいですかね。

他に質疑はありませんか。

○委員長（山田雅徳君）　高谷委員。

○委員（高谷幸男君）　ちょっと簡単な質問からお尋ねしたいと思いますが、78、79ページのところにあります。

○委員長（山田雅徳君）　調書ですね。

○委員（高谷幸男君）（続）　予算書です。調書は14ページです。

文書広報費にありますが、79ページの一番上にあります第2款総務費、第1項総務管理費、第2目文書広報費、第11節の役務費、通信運搬費5,800万円ほど上がっておりますけれども、この通信運搬が今年の10月から封筒あるいは切手が約3割値上がりいたします。昨年から話がありまして、正式には先日の新聞へ出ておって御覧になった方もいらっしゃると思いますけれども、もし3割に上がるとすれば幾ら上がりますか。今年度だけでも何百万円か何千万円かという、新年度になるとまた要るといようなことになって、30%上がれば半年分ですからかなり要と思うんです。恐らく、来年度もそういうふうなことになって、またまた上がってくるというふうになると、何か工夫しなければ事務経費が高くなっていくということになります。さらに、これに関連するものが前のページにあります報償費です。この報償費が町内会へお願いして配っていただいておりますから、そうすると郵券料が上がってくると、それにも連動して幾らか手当も上げていかなければならないという感じがするわけです。そうすると、そのあたり、恐らくそれを反映してなくてこの予算計上をされておるといいますんで、不足分は補正予算ということになるかも分かりませんが、その

あたりどういう考え方でしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員の御質問にお答えをいたします。

先ほどお話にありましたとおり、今報道等でも出ておりますけれども、郵便の料金が今年の10月以降上がってくるということが見込まれております。ただ、今報道のほうでも出ておりますけれども、国のほうにおきましても、総務省の審議会の答申として出てきたところでありまして、定形の25g以下、84円を110円に、50g以下の94円も同額の110円にというようなところと、あとはがきにつきましては63円を85円に、定形外につきましては30%ほど上げることが基本に、これから額のほうは決まってくるというようなところが今の方針というようなところで理解をしております。ただ、当初予算計上におきましては、まだちょっとそのところは明確でないという部分がありましたので、そこを反映したというものは入れておりませんが、その額の増額というところが正式に決まってきたところと、その段階における執行状況というようなところを加味して、令和6年度の推移を見ながら、必要に応じては補正予算対応というようなことは致し方ないかなということは検討をしております。

また、文書配付の報奨金についてというところにつきましては、今現在、かつては使送という方式を取り入れておりましたけれども、今は全郵送という中で、基本的にはここの報奨金というのは広報紙を配付することを今シルバー人材センターに委託しておりますけれども、そこで配っていただいた方への報奨金ということを計上してるところでございますけれども、ここを今度郵送に切り替えると、全て広報紙を郵送となると、また広報紙も含めた通信運搬費というところでかなりの額が増えていくということになりますので、報奨金につきましては引き続き今のシルバー人材センターから配付をしていただいている組織の代表者に報奨金を支払うというような形でやっていければらなと思っておりますので、たちまちには郵券料、通信運搬費につきましては、また今後の動向を見ながら必要に応じて補正対応をさせてもらいたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 多分、そういう返事が返ってくるんじゃないかと思っておったわけですが、経費の削減ができればその方向で御検討いただければ、このように思いますので、十分御検討いただければと、このように思っております。

続けてよろしいか。

○委員長（山田雅徳君） はい、どうぞ。

○委員（高谷幸男君）（続） それでは、少し前に戻りまして、75ページになります。一般管理費の中で、予算書です。

○委員長（山田雅徳君） 調書も言われますか。調書なしで。

○委員（高谷幸男君）（続） 調書はなしで行きます。調書は11ページです。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の報酬に絡むと思いますけれども、コンプライアンス推進監についてでございますが、考え方として、令和6年度は挙がっておるわけですが、これはいつまでどのような格好でお願いするようになるのか、もう令和6年度で終わりにされるのか、そのあたりの基本的な考え方はどうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員からの御質問にお答えをいたします。

コンプライアンス推進監につきましては、平成27年度から今4人目ということで推進監のほうをお願いをしているところでございます。今の推進監につきましては、3年の任期が今年度末でということになります。また、新たな推進監を来年度以降も継続的に雇い入れるというような形を今のところは検討しているところでございます。コンプライアンス推進監につきましては、庁内の様々な問題に対応した相談等々も受けていただいているところでございますし、窓口でのトラブルというところには立ち会っていただいているというようなところもありまして、職員は皆大分精神的負担の軽減というところにもなっているというようなところがございますので、引き続きコンプライアンス推進監の採用ということは継続してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） そうしますと、3年任期となって今年度で一応終わりと、来年度からまた3年ということになるわけですがけれども、いろんなことが窓口であるような気もいたしております。ただ、果たしてそういうふうな方が本当に要るのかなというのが以前からも話があって、御承知のとおりでございますけれども、今年度はこれで行くにしても、その次、この3年が済みますと、どうするかという基本的な考え方をまとめていただければと、このように思います。十分御検討いただきたいと、このように思っておりますのでお願いいたします。

○委員長（山田雅徳君） 答弁は。

（「あれば」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 答弁があれば。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員からの御指摘等々を踏まえまして、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

森安委員。

○委員（森安健一君） 調書は35ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第1目出張所費のふれあい通信経費なんですけれども、清音出張所の中で多分防災無線等々のものだと思うんですけども、第11節の役務費の通信運搬費、第三級陸上特殊無線技士養成課程受講手数料ですよね。こちら

のほうは110万円ぐらいかかっているんですけども、この第三級陸上特殊無線技士養成課程受講手数料、防災行政無線設備撤去処分手数料というところがあるんですけども、多分来年度で清音出張所がこっちに移るという過程で、その古くなった部品がもう製造できないという中で、撤去するのに、第三級陸上特殊無線技士養成課程受講手数料というのはどういったものかお聞きしたいんですけども、お願いいたします。

○委員長（山田雅徳君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） 第三級陸上特殊無線技士というのが行政無線を使うときに、その資格を取ってないと行政無線とかを設置してはいけないものです。それで、今は出張所の職員のほうが1名、その資格を今年度、昨年度か、取っております。その職員が異動すると、やはりまたその資格を取らないといけないので、それを取るようにそのための費用でございます。

内容的には、令和4年度に取っております無線のほうが無線届のほうもしないといけないんですが、まずこの資格を取るために講習のほうを受けに行っております。講習のほうを受けに行っておりまして、すみません、ちょっと詳しい資料を調べますので、後でまた改めて答弁させていただきます。

○委員長（山田雅徳君） 質問の途中でありますが、この際しばらく休憩をいたします。約10分休憩します。

休憩 午前11時8分

再開 午前11時17分

○委員長（山田雅徳君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

市民課長。

○市民課長（前田英子君） 先ほどの森安委員の質問に御回答いたします。

手数料のうち、第三級陸上特殊無線技士養成講座受講手数料は2万3,000円でございます。残りが防災行政無線の撤去費用手数料107万8,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 森安委員。

○委員（森安健一君） ありがとうございます。

この手数料だけで、1人当たり110万円かかるのかなと思ったんで、もしよかったらここに付けて提示していただければ頭の中がすっきりすると思うんで、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） 次から、調書のほうを分かりやすくするようにいたします。ありがとうございました。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 調書28ページ、お試し住宅の件です。第2款総務費、第1項総務管理費、第1目企画費のところですか。後ほどの議案で、これ値上げの条例が出るということに絡んでくるのでちょっと先に聞いておかないといけないと思うんですが、光熱水費が随分かかるということで利用料を上げるということなんですけど、去年は光熱水費24万円、今年も24万円、一昨年が12万円ということで、昨年から随分光熱水費が上がっていきなりするんですが、今年はさらにWi-Fiをつけるということなんですけども、随分維持管理費が上がるという認識があるんです。このWi-Fiをそもそもつける理由、そういう要望があったのかどうか、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。三宅委員の御質問にお答えいたします。

Wi-Fi環境につきましては、お試し住宅を活用されている方からテレワークで活用していたり、あるいは総社市の雇用なんかも調べるためにWi-Fi環境があったらいいなということで要望いただいた点でございまして、今回予算案を提案させていただいております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 参考程度にちょっと教えていただきたいんですけど、令和4年度、令和5年度の利用者の数とその収入を教えてくださいませんか。掛ける2,000円になるんだろうと思うんですけど、教えていただきたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 利用件数、利用者の数、世帯でございましてけれども、令和4年度が26件、令和5年2月末現在でございましてけれども、21件ということになっております。

それから、利用料の推移でございましてけれども、令和4年度が24万8,000円、令和5年2月末現在でございましてけれども、27万4,000円でございまして。

先ほどのWi-Fi環境でございましてけれども、今回スマートロックのWi-Fi等、それから住宅スペックを向上させるという意味でのWi-Fi、二通りありまして、それぞれのデバイスを設置するということでございます。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） スマートロックというのがちょっとイメージが湧かない。例えば、スマホで何か鍵が開け閉めできるとか、そういうイメージのものなのかという点をもう一回お尋ねするのと、キャッシュレス決済もできるようになるということなんですけど、これもその場でできるということなんですけど、ちょっと教えていただけますか。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） スマートロックを導入したら、予約についてもLINEでき

るようになります。それから、そのLINE予約に基づいて、我々のほうからパスコードという暗証番号なんですけれども、それが利用者の方に通知が行くと。玄関のほうに行ってください、その暗証番号を入力していただいたら自動的に解除をするという格好のスマートロックでございます。決済のほうでございますけれども、これもデジタル決済ということで、クレジットであるとかPayPay決済なんかを今想定しておって、それについては少し遅れますけれども、6月ぐらいをめどに導入していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） そうなると、じゃあ職員の手間が多少省けるというイメージでいいんですかね。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 今、20回、30回程度行っておりますけれども、それぞれチェックイン、チェックアウトのときに職員が行って解錠する、それからあるいはチェックアウトのときもお邪魔させていただくみたいな格好を取ってますから、職員の負担はかなり軽減されると考えております。

以上です。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 予算書で言う74ページ、75ページの一般管理費でございます。

○委員長（山田雅徳君） 調書では。

○委員（高谷幸男君） （続）調書ではありません。

ここで言うのがいいのかどうかちょっと分かりませんが、職員数全体についてのお尋ねをしたいと思っております。ですから、一般管理費だけじゃなしに市役所全体の考え方です。ここが一番の基になりますので、ここでお尋ねしてはと、こう思っておるわけですが、本市の職員の数が多いのか少ないのかということになるわけですけれども、議員の話の中でも、もう少し要るのではないかという、部署にもよりますけれども、そういう話がよくあります。類似団体あるいは県内各市の状況、状況はそれぞれ違いますけれども、そういう中で検討してみて本当に今の定数が正しいのかどうか、3月の広報紙にも令和4年度が579人、令和5年度が587人、8人増というふうになっておりますけれども、どうかなど。定数管理あるいは事務量動向の中でやっておられると思いますけれども、そのあたりで職員実数は本当に正しいのかなという感じが私はしておりますけれども、そのあたりはどういうお考えでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） すみません、予算書の範囲内で予算審査ですので、その範囲でお答えができるのであればお答えをお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員の御質問にお答えをいたします。

例年、職員、あと庁内で全庁的な業務量等々を加味しながら、退職者補充プラスあとどれだけの人員が必要だというようなところを踏まえて、任用委員会を経て職員採用をしているような状況でございます。その年々で事務事業の増減というところもございまして、あと今の業務の状況、職員の残業等も含めてですけれども、働き方の状況等々を加味しながら、適正に人員の確保というのを今後進めていくというようなところを考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 事務量動向あるいは定数管理は十分されており、さらに部長のヒアリングなり、課長のヒアリングなり、それぞれあると思うんですけれども、もちろん退職も定年があったり、希望退職があったり、その辺の数もなかなか難しいんでないかと思っておられるわけですけれども、これだけ人口を増やそう、人口を増やそうということで人口は増え、予算が増え、仕事量が増え、もちろん時期的なもの、季節的なものもあるわけですけれども、そのような中で本当に今の数でいいのかなど。私は全体的によく見て、総社市の場合はもう少し職員が要るのではないかと、こういう感じがいたしております。組合要望がどうかというのは私は分かりませんが、そういう中でもう少し職員の負担軽減を図るべきではないかなど、こんな感じを持っております。ですから、人件費がかかれば1人3億円とか3億5,000万円とか収支の金額が出てくるわけですけれども、そういうことももちろんあるわけですが、そのあたりを見ながらそれぞれの定数管理、実数を定められてはおりますけれども、私はもう少し職員が要るのではないかと、こう思っておりますが、再度お尋ねします。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員の御意見を踏まえまして、従前からとはいえですが、今後も引き続き適正な人員確保というようなところを検討しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 来年の3月には市制施行20周年となります。庁舎も1月にはできるというふうになります。そうすると、本当の体制はそこでできるのではないかと、こう思っております。来年の1月、あるいは3月、4月から1年、2年、3年先を見た数字、体制が普通ではないかと思っておりますので、この令和6年度でしっかりとそのあたりを検討しながら職員数を決めていただきたい、こう思っております。希望でございますが、将来の25周年、30周年も含めて見ていただきたいと思っております。どうでしょう。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 20周年というところもございます。あと、令和7年度から新庁舎への移行というところもありますので、そこに向けて機構等々も考えながら、それに併せた人員の確保というところに努めてまいろうと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 調書の13ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目文書広報費の動画作成の500万円について教えていただきたいんですけど、これは誰にどういう狙いの動画作成の予定なのか、教えてもらえます。

○委員長（山田雅徳君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 三宅委員からの御質問でございます。

動画作成委託料500万円を計上しております。今年度、令和5年度では人口増施策に関連しまして、ユーチューブの動画を作成いたしまして配信してまいりました。来年度では、SNSとかインスタグラムとかT i k T o kとか考えているんですが、人口増に特化というわけではなく、市の魅力とかそういったものを数多くアップしていければいいと考えて計上しております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） なので、これは移住・定住というか、外から人を呼ぶために作る動画ということですか。

○委員長（山田雅徳君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 当然、人口増に関しまして外に魅力をアピールするというのもありますし、市の施策を市民とか関係人口の方に向けて発信していく、観光情報等を発信していく、お店の情報等を発信していく等々あると思います。広いジャンルで幅広く、中と外に向けて発信していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） これは一つのものを作るんですか、それとも単発のものを何回か作るのか、そういうイメージですか。

○委員長（山田雅徳君） 市政情報課長。

○市政情報課長（難波孝次君） 一つのものというわけではなく、短時間の動画を数多く発信していきたい、こういうふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） なぜ聞いたかというのと、この間、蛙亭が出てきた動画を見ながら、どうい

うコンセプトで作られたのか、子育てというのを前面に出しつつ、半分以上市長が出てるんじゃないかということ結構聞くもんですから、今回のSNSの動画作成に関しても、どういう形で作られるのか、誰に対してどういう目的でというところが、今回は市政情報課で作るということなので、外向きだけではなくて市民にということなので理解はしたんですけど、ちょっとそのあたりの動画を作成するコンセプトというか、そこをもう少しきっちりしてもらいたいというのが個人的な意見なので、そこは意識してもらえたらと思います。

○委員長（山田雅徳君） 総合政策部長。

○総合政策部長（梅田政徳君） 三宅委員からの御質問、またアドバイスということで受け止めさせていただきますけれども、今回の動画の作成ということで言いますと、市内外ということで、前は移住・定住ということで、特に子育て世帯向けの移住・定住というのをテーマにして、主に市外の方に発信をするということで、例えばユーチューブで作ったということと、あとはターゲティング広告的に市外に住んでいる方にいろいろ発信をしたということがございます。今回、動画制作委託料500万円挙げてますけれども、こちらは単発ではなくって市の政策とか、そういうのを「広報そうじゃ」の補完的機能というようなところで、若い人に市の政策であったりとか市政というのは、これは市内の方に興味を持ってもらうということで発信をしていきたいなというふうに思っております。ただ、実際にこれは市内の方だけじゃなくって、市外の方にも当然総社の魅力を発信するツールにはなってくるかなというふうには思っております。

その中で、実際にじゃあ単発じゃなくて、今回は継続的にやってみようというのが一つのコンセプトということになっています。あとは、使う媒体をT i k T o kにするのかとか、インスタグラムがいいのかとか、そういうところは我々はもう少し勉強しつつ、提案に沿って発信できるものを作っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 分かりました。

値段もかなりな高額な予算ですので、効率的に効果的なものを作っていただきたいと思えます。答弁は結構です。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 調書の46ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第14目自治振興費、地域振興経費としまして地域づくりの自由枠交付金、令和5年度からしますと、約1.3倍で2,479万9,000円増額していただいております。これは、委員会での事務事業評価で話をさせていただいた件で、非常にありがたいと思っております。

この金額に対してとやかく言うものではありませんが、ちょっと気になるのが、以前も17地域づくり協議会で金額は当然人口等様々、高齢化率も含めて凸凹があったわけでございますけども、

17地域づくり協議会のそれぞれの金額をまた委員会にでも御提示いただければなと思っておりますので、いかがでしょうか、よろしくお願いします。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 岡崎委員の御質問にお答えいたします。

また、各地域づくり協議会の金額につきましては、総金額でよろしいですかね。交付の総金額を各協議会ごと、それか個別のということでしょうか。個別の、前回もお出しさせていただきましたので、同じような形でお出しさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 個別でお願いしたいと思っております。それは何かといいますと、自主防災組織が組織化されていないがゆえに1世帯当たりの450円がもらえてない。それが末端の地域の方にとってみたら、議会との意見交換会の中で、我が地域で備蓄はどうなってるんだという声があって、そこは恐らく自主防災組織が運営されてなければ、そのお金が入ってないので我が地域で何とかせざるを得ないと。基本的には、自主防災組織が結成されておれば1世帯450円を利用して水や毛布が備蓄されるはずなんですけども、そういったこともあるものですから、個別でよろしくお願いいたします。

それと続きまして、調書の48ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第14目自治振興費の市民相談経費で、おくやみコーナーを提案させていただいてまして、今この市民への反応といたしますか、これはこの調書によりますと、会計年度任用職員、窓口業務の方お一人で対応していただけると認識でよろしいのか、それとおくやみコーナーへの市民の反応をお伺いします。

○委員長（山田雅徳君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） おくやみコーナーですが、おくやみサポートで会計年度任用職員が主ですが、職員も対応しております。おくやみサポートで同行を求められた場合については、会計年度任用職員のほうが同行しております。といいますのが、ちょっと職員数が限られますので、同行まで求められると中の業務のほうに支障を来すので、職員がそろっているときに会計年度任用職員のほうが駄目なときには職員が行ったこともございます。

実際、どのぐらいの方がしているかといいますと、今年度2月末まで同行のサポートだけじゃなくって、窓口のほうに来られて相談をされるケースとかもありまして、327件あります。皆さん、こういう説明とか聞くことに対して、こういうのがあるのを知ってよかったわというふうな好評をいただいております。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 今年度2月末で327件という数字をおっしゃっていただきました。数字を取っていただいてありがとうございます。先ほどの話ですと、基本的に窓口業務の方が、会計年

度任用職員の方が対応しておりますけども、随行するに至っては職員もということで、窓口業務が非常に切迫するとなかなか厳しいということで、ここに職員数が足りないということが如実にあらわれてきとるなと感じるわけですが、副市長、いかがお考えでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 副市長。

○副市長（中島邦夫君） 庁内様々な部署であります、やはり時期的なもの、忙しいところがあります。ですから、各部の中で対応できるもの、その部だけでは対応できないもの、また個別に協議してまいりたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 予算書で76、77ページ、調書は5ページになりますけども、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、この中の役務費の中の手数料、以前も私はお話しさせていただいたと思いますけれども、長時間労働による過労死、これをないように、絶対に生まないようにという願いをしておったと思います。恐らく、こういう事例はなかったのではないかと思いますけれども、従来は月平均が80時間ということであったと思いますけども、74時間であっても、いろんな状況の中で労災死、労災認定をされておる、こういう状況もありますので、そのあたりも含めてとにかく職員の相談に部長、課長はそれぞれ職員の健康管理等々は見えておると思いますけれども、そのあたりを含めて十分職員の管理をして職務に精励できるように体制を整えていただきたい、こう思います。厚生労働省も、11月にはいつも過労死等防止啓発月間を作ってやっているわけですけども、あくまでも仕事より命ということがあります。災害でも、まず命ということがありますので、そのあたりを含めてこの手数料、メンタルヘルスのカウンセリングというものを十分な活用していただきたいと思ひますし、遠慮なく相談できるような体制を取っていただきたいと思ひますが、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 総務課長。

○総務課長（小川 修君） 高谷委員の御質問にお答えをいたします。

従前から、メンタルヘルスカウンセリング、あと産業医の面接指導等々ということを実施はしてきているところでございまして、職員の周知も図りながら、カウンセリング等を受けていただく方には受診をしていただいているというような状況でございまして、引き続き対応はしていこうというところでございます。

また、時間外勤務についてというところで、それを未然に防ぐというのはありますけれども、総務課長のヒアリングというのをそれぞれの所属の所属長と年2回実施をしております。その中でも、所属長にそれぞれ所属の中の時間外等というところに対しては、気を配っていただきたいというようなところは説明のほうはさせていただきながら進めているところでございますので、引き続きしっかりと対応していきたいと思ひます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 健康管理ができてないと、仕事もできません。職務に精励せえといってもできません。とにかく、組合のほうからそういう話があるかどうか分かりませんし、現実には家庭の事情もあったりして休んでおる職員も次々あるようでございますので、そんなあたり十分人事担当としては気をつけられて、職員が元気で仕事ができるようにしてほしい、このように思っておりますのでよろしくお願いします。何かあれば。

○委員長（山田雅徳君） お答えできれば。

総務課長。

○総務課長（小川 修君） 引き続き、十分気をつけて進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） すみません、もう一点だけ教えてください。

空き家の関係です。調書で言うと、29ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費の中のおかやま空き家活用まちづくりモデル事業委託料という、中身を教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 三宅委員の御質問にお答えいたします。

おかやま空き家活用まちづくりモデル事業の中身について御質問でございますけれども、改正空家法が昨年12月施行されまして、空家等活用促進区域あるいは活用指針というものを定めていく必要がございます。今回、素案策定に係る委託費を計上させていただいておりますけれども、このモデル的な事業完了後、2年以内に本市の空家等対策計画に位置づけることまで求められた事業でございます。限度額が150万円ということで補助も頂く事業でございます。

具体的には、空き家の活用促進区域の指定によって、地域に対してまちづくりがどう変わっていくか、どう効果があるかなんかをよく考えながら、空き家を重点的に活用するエリアを定めていくみたいな事業になります。最終的な目標というのが空き家のただ単なる利活用だけでなく、地域力、地域の活力を向上させるであるとか、移住・定住とかコミュニティ維持なんか居住誘導区域も含まれますけれども、そういうことが目的となります。都市計画マスタープランであるとか、様々な上位計画もありますので、いろいろ協議しながら連携しながら、地元の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 何となく分かりました。これは、じゃあ今これからこういうモデル事業の委託料を出して、計画を立てて周辺部を指定していくつもりなのか、中心部を指定していくつもりなのか、そのあたりはこれから考えるのか、もう少し分かれば教えてもらえますか。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） 活用促進エリアについては国が定めておりまして、中心市街地、商店街筋なんかも一つ、それから地域の生活、産業あるいは文化の拠点、そういうところも一つあります。経済基盤の強化を図っていききたいところみたいなところを県ともよく相談しながら決めていくという格好になっております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 予算書の80、81ページ、調書で言いますと、23ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費の新庁舎の関係です。その中で、委託料がありまして、市産木材調達等業務委託料、ブラインド等設置委託料、新庁舎関係ではないかと思いますが、ちょっとこれの内容を詳しく教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 高谷委員の御質問でございます。

まず一つ目、木材調達のほうですが、市産木材調達等業務委託料、これは本来予算的には債務負担行為として令和4年度、令和5年度、令和6年度の事業として組ませていただいているものでございます。

実際には、内容としましては、庁舎の中に総社市産の木材を使おうということで計画をしているものでございまして、市内2箇所、細瀬と尾滝ですか、昭和のほうの木を使わせていただいて、杉とヒノキを使って新庁舎で計画している手すりであったり、議場の天井部分であったり、そういうもので市産木材をできるだけ使っていこうという計画でございます。

ブラインドにつきましては、本来今回新庁舎で取り付けていくブラインドを建設の中ではなく、別の設置としてやっていこうという形に分けております。実際には、建設の中で取り付ける部分というの少しありますけども、おおむね執務室等のブラインド等については別発注という形で今回予算計上させていただいております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） そうすると、本体の契約の別でこの二つはやっていくということかなと。できるだけ地元のものを使い、さらに契約の中で任すよりは直接したほうが経費的にも安くなるんじゃないかという感じが私はいたしております。結構かと思えます。

そこでもう一点、同じ委託料の中にあります除草等委託料であるとか、そのちょっと上にあります。81ページの予算の委託料、調書は16ページか18ページか。

○委員長（山田雅徳君） 庭木剪定委託料ですかね。

（「そうそう」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 18ページですね。

○委員（高谷幸男君）（続）除草等委託料、これが旧池田こども園とかというものであろうと思えますけれども、以前にも私は一般質問でお尋ねした件です。旧雪舟荘であるとか、旧池田こども園であるとか、豪溪の駐在所であるとかというようなもの、さらにまだまだ検討も必要だと思いますけれども、泉団地の浄化槽の関係ですね。こういうものについて、いつまでこのままやっていくのか、除草の手数料ばかり要るわけで、もうその部分を撤去し、処分し、売買すれば住宅地にもなるか分かりませんし、人口増も図れるかも分かりませんし、そういうふうな考え方はまだまとまっておりませんか、どうでしょう。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） 原則的には、普通財産の部分の除草委託料というふうに考えております。実際には普通財産、まだ建物的には細かいものも含めてかなりあるというふうには思っておりますが、この間の一般質問の中でございましたけども、今後なるべく一般のものについて使わないものというものは精査して、なくしていきたいというふうには考えておりますが、いかんせん地元のほうに使っていただいている部分とか、そういうものもございますので、全てが全てなくせるということでは今のところまだないと思っております。先ほどお話がありました泉浄化センターにつきましても、実際には今まだ一部倉庫としても使わせていただいております。ただ、あれを解体してということになると、また億単位のお金がかかってくるということもありまして二の足を踏んでいるというか、特に今のところ現状のままの使い方をさせていただいているということがございます。

いずれにしても、なくしていくということになれば地元との調整なり、今後の使用方法、どういうふうに使っていくかということを決めてからということになると思っておりますので、今のところでは現状維持ではございますが、今後そういうことも検討していきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 私、何でこんなことをしつこく言うのかなと思われるかも知れませんが、以前名古屋市でパチンコ屋が廃業になって、そのままの老朽施設があったわけです。そこで殺人事件があったんです。ホテルでも、おかしな使い方をされておって撤去するというようなことがあったりして、あまりいいお話がない。だから、例えば阿曾の日本三和ケミカルであったわけですが、ここもそういう状況もあったがゆえに早く撤去し、企業誘致を進めたほうがというようなことがあって交渉、誘致ができました。そういうこともあるわけなんで、あまり長いこと老朽化したものを置いておくのはどうかなと。次の有効活用をすれば、撤去費用ぐらいは出てくるわけなんで、そのあたりも十分見通しを立てて計画的に一つずつでもやっていかないといけないんじゃないかと、こう思って質問しておるわけです。ですから、そのあたりを十分検討いただきまして、有効

活用ができればと思っておりますので御検討ください。

○委員長（山田雅徳君） 財産管理課長。

○財産管理課長（小野達史君） ありがとうございます。

市としまして、できる限り有効活用がしたいという方向性については同じだというふうに考えております。今後、よく検討させていただいて、できる限りそういう方向を探っていきたいというふうに考えます。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

他に質疑はありませんか。

（「まだまだようけありますよ。あるんじゃないけどみんなまだあると思う」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 第2款総務費の今のところまででありますか、総務管理費の中で。

（「よろしい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） はい、どうぞ。高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 予算書で言いますと、84、85ページです。目で言うと、企画費、調書で言いますと、一つは29ページになると思いますけれども、空き家利活用移住・定住地域交付金あるいは空き家利活用所有者応援金、この辺についてお尋ねしたいんですが、それぞれ40件を見込んでおられると思いますが、400万円と1,200万円ですか、その見込みがどうであるかということが一点あります。あるいは、地域的なことがあるのか、その辺地元の町内会か個人か分かりませんが、そのあたりをどの程度話をしながらこれだけの予算を計上されておったのか、ちょっと分かりませんのでお尋ねしたいと思います。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長。

○人口増推進室長（目黒由基君） ありがとうございます。

今回、前回の所管事務調査でも空き家パッケージということで新たな4施策メニューについて御提案させていただきました。そのうち、空き家利活用移住・定住地域交付金、インセンティブを地域に付与する事業、それから空き家利活用所有者応援金、所有者に対してこれも手放していただけるようなインセンティブを付与するというので、予算をそれぞれ400万円と1,200万円ということで御提案させていただいております。

40件という根拠でございますけれども、過去空き家の成立、売却が整った成約率あるいは年度ごとの過去3年の成約を見ると、大体年度で20件程度成約しております。この新たな事業でもって、さらに2倍程度、空き家の利活用につなげてまいりたいということで一応40件ということで予算計上をさせていただいています。

それから、この空き家事業については、昨年から地域づくり協議会であるとか、あるいは部落単位での説明もさせていただいて、地域の空き家を活用して人を呼び込むことについては多くの自治組織等で御賛同いただいた事業でございます。現に、空き家のマップをもう今まさに準備をしている地域もございまして、すぐに即効性があるかというのはなかなか言えないところもございませ

れども、地域の意識が後退しないように、こういう施策を並べて少し予算を取らせていただいたという格好でございます。

市域別の成約についても、空き家を流通に乗せると8割以上が成約しているということもございますけれども、流通後の成約率を見ても、北部でも8割、東部でも9割、西部でも9割みたいな格好で、少し南部が落ちますけれども、そういう格好で空き家バンクとかの流通に乗せていくと、ある程度成約が整うみたいな格好ですので、少し空き家対策には力を入れて頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 市長も、記者会見で10項目6億円を予算化するというようなことであつたわけですが、とにかく人口7万人という目標があるわけですが、いろんな記事を見ましても行政だけでなくして、これからは民間活力を十分活用しながらやっていかなければならないということが多々出ております。そういう中で、商工会議所、商工会、あるいはそのほかの民間企業があるかも分かりませんが、そういうな団体を組織化して知恵を拝借しながら進めていくというような考え方はどうでしょう。国の方針も、とにかく民間活力を使えというようなことが出てきますし、そういうふうなことになれば国からの支援もあるかなという感じもいたしております。その辺を含めてこれから先、民間活力をどの程度使ってどういう組織をつくっていくかという考えはございませんか。

○委員長（山田雅徳君） 人口増推進室長、答えれる範疇でお願いします。

○人口増推進室長（目黒由基君） 改正空家法で社団法人、NPO法人なんかが参入できるようになっております。今、総社市はS-スタが拠点となって総社商工会議所、吉備信用金庫、それから総社吉備路商工会、そういうところで移住・定住、空き家について情報共有しながら、相談窓口体制も一緒の各相談窓口があるんですけれども、同じような格好で今進めている格好でございます。空き家パッケージについても、総社吉備路商工会あるいは吉備信用金庫、S-スタの中での御紹介も含めてこれから強力にやっていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） ちょうど12時になったんで、どうしようかなと今思っておるんですけれども、せっかくS-スタの話が出ましたんで、S-スタの話も少し時間をいただけますか。ならばさせていただきます。それとも昼からにしますか。

○委員長（山田雅徳君） S-スタはこちらの範囲内でしたっけ。

（「になるんです、半分ぐらい」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） ならないそうです。産業建設委員会のほうです。

（「分かりました。それじゃ、もう終わります」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

（「すみません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） しばらく休憩をいたしますが、まずこの先、この総務管理費はまだありますか、第1項総務管理費。

総務管理費がまだあるのであれば、説明員の方はこのままという形になります。よろしいですか。

（「まだある」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 分かりました。この際、しばらく休憩いたします。再開は午後1時5分とします。

休憩 午後0時5分

再開 午後1時3分

○委員長（山田雅徳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次の続きになりますが、まずちょっと改めて申し上げます。

今、予算審査分科会をしております。大変申し訳ありません。これ以降の質疑に関しましては、できれば予算調書、皆さんタブレットを今使っておりますので、今回は予算調書のページ数で言っていて、款項目で事業名を言っていただきます。できる限り、主要な事務事業の概要というものがあります。その主要な事務事業の概要の内容に関する質疑にとどめていただければと思います。なお、2問程度、簡潔に努めていただければお願いいたします。議事運営に御協力をお願いいたします。

それでは、質疑を再開いたします。

質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） それでは、予算書で言いますと、90、91ページ、調書で言いますと、46ページになりますが、地域集会所建設補助金300万円を今回予算計上されておりますけれども、この積算をちょっと教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 高谷委員の御質問にお答えいたします。

地域集会所建設補助金の内訳でございますが、新築土地取得、これが200万円の予算を計上しております。これは1箇所です。修繕1箇所50万円、冷暖房設備1箇所25万円、バリアフリー工事1箇所25万円、合わせて300万円を計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） それぞれもうお話ができて、その数は決まっておるのでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 高谷委員の再度の質問にお答えいたします。

現在、事前の相談というものはございません。この300万円というのは、毎年度この規模の予算のほうを計上させていただいております。参考といたしましては、令和4年度につきましては実績が197万円、令和3年度は138万円となっておりますので、当面この300万円で当初のほうを上げさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 高谷委員。

○委員（高谷幸男君） この地域集会所の建設費補助金、もちろん建物の取得があったり、増築があったり、冷暖房があったり、土地の取得があったりするわけですけれども、これが平成17年から金額的に変わっていないということで、恐らく補助限度額も変わっていないんじゃないかと思うんですが、そこで一般質問で市長にお尋ねしたら、平成17年から変わっていないので少し見直しをしてくかねばいかんというような話があったわけですけど、そのあたりの金額的な変更、増額は見ておられませんか、どうでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） 高谷委員の御質問にお答えいたします。

増額については見込んでおりません、過去、この予算以上にかかるものにつきましては、例年は補正予算で対応させていただいております。

それと、高谷委員が議会のほうで質問をされた件でございまして、今200世帯以上と200世帯未満で補助金の上限を変えておりますが、ここを撤廃いたしますが、例年どおりの予算取りという形でさせていただいております。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） ないようでありますので、この際しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時8分

再開 午後1時9分

○委員長（山田雅徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2款総務費のうち、第2項徴税費から第3款民生費までの審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（柚木 均君） では引き続き、予算書の92、93ページ、第2款総務費、第2項徴税費、第1目税務総務費でございます。予算額1億6,741万3,000円を計上いたしております。これは固定資産評価審査委員会委員に関する経費と税務関係職員24人分の人件費、1枚おはぐりいただき

まして、そのほか各種負担金などが主なものでございます。

次に、第2目賦課徴収費でございます。これは、市税の賦課に関する経費とふるさと納税に関する経費を含みます市税の収納事務に要する経費でございます。予算額4億4,846万3,000円を計上しております。

それでは、節によりまして主なものを御説明いたします。

まず、第1節報酬から第4節共済費につきましては、ふるさと納税の受付や電話対応、関係書類の発送など一連の業務を専門的に担当する職員3人に関わる経費でございます。第7節報償費2億4,800万円につきましては、ふるさと納税のお礼の品に係る経費が主なものでございまして、米8,000俵分の経費などを計上しております。第10節需用費1,609万3,000円につきましては、一般事務用品や法規追録代などの消耗品429万8,000円、納税通知書などの印刷に係る経費1,154万1,000円が主なものでございます。第11節役務費9,689万6,000円のうち主なものは、通信運搬費はふるさと納税の郵券料に係る経費、手数料8,951万2,000円につきましては、ふるさと納税のスマホ決済などの収納代理手数料に係る経費やインターネットでの申込みフォーム等の利用料が主なものでございます。また、市税の収納に係る経費なども計上しております。第12節委託料4,872万9,000円の主なものでございますが、説明欄4行目の電算システム改修委託料の337万5,000円は、税制改正に対応するための改修費用などでございます。また、下から3行目の土地評価支援委託料の473万円につきましては、固定資産税の令和9年度、次回の評価替えに向けた路線価の路線の新設の見直しや土地評価の基礎データの整備などに係るものでございます。次の行の確定申告等事務補助職員派遣委託料の981万6,000円は、確定申告の電算入力作業と申告会場での受付などの事務委託に係る経費でございます。おはぐりいただきまして、第13節使用料及び賃借料897万3,000円でございますが、そのうち説明欄の3行目、電算機器等借上料675万9,000円につきましては、固定資産税の土地評価システムや個人市民税の賦課に必要な申告書や給与支払い報告書のイメージスキャナーなどの機器借上料でございます。次の施設等使用料146万9,000円につきましては、確定申告の会場として使用を予定しております国民宿舎サンロード吉備路の会場使用料でございます。第18節負担金、補助及び交付金1,984万1,000円でございますが、主なものといたしましては市税の滞納整理に要します岡山県市町村税整理組合への負担金1,102万2,000円と地方税の手続きをインターネットを利用して電子的に行っておりますeLTAXの運営主体であります地方税共同機構への負担金621万6,000円でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 市民課長。

○市民課長（前田英子君） 続きまして、第2款総務費、第3項戸籍住民台帳費、第1目戸籍住民台帳費につきましては、戸籍及び住民基本台帳事務を行うための経費でございます。

主なものでございますが、第1節報酬から第8節旅費までは、戸籍事務に係る会計年度任用職員1名、マイナンバーカード事務に係る会計年度任用職員8名及び職員8名の人件費等ござい

す。第11節役務費は、阿曾郵便局証明手数料及びコンビニ交付委託手数料等でございます。第12節委託料は、戸籍情報システムサポート料、コンビニ交付電算機器等保守委託料及び戸籍法の改正に伴い、読み仮名表記の機能を追加する戸籍システム改修委託料等でございます。第13節使用料及び賃借料は、戸籍住基システムの機器借上料等でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、1枚お開きいただいた説明欄の上から2番目のコンビニ交付に伴う証明書交付センター運営負担金が主なものでございます。

戸籍住民基本台帳費につきましては以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原 隆君） 引き続き、98、99ページをお願いいたします。

第2款総務費、第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費であります。これは選挙管理委員会の運営に要するもので、選挙管理委員4人の報酬及び職員2人の給与などが主なものでございます。

次に、第2目選挙啓発費につきましては、明るい選挙推進のための活動として小・中学生等を対象としたポスターコンクール及び中学生、高校生を対象に行う主権者教育の経費が主なものでございます。

次に、第9目県知事選挙費であります。これは11月11日に任期満了となる岡山県知事の選挙に要する経費でございます。第1節報酬から第8節旅費までは、投票管理者や投票立会人、開票立会人、選挙事務に従事する職員などの手当や会計年度任用職員に係る人件費が主なものでございます。第10節需用費から、100、101ページの第13節使用料及び賃借料までは、啓発や選挙事務などに要する経費でございます。主なものといたしましては投票所入場券のはがきの印刷、投票所入場券発送の郵券料、会場などで使用する機器の点検整備、ポスター掲示場の設置等の委託、ポステイングによる選挙公報の配布、期日前投票所への来場車両の警備委託の経費でございます。100、101ページの第17節備品購入費は、投票用紙自動交付機5台の購入に要する経費でございます。

引き続き、100、101ページをお願いいたします。

続きまして、第5項統計調査費、第1目統計調査総務費につきましては、職員2名分の人件費でございます。

第2目基幹統計費につきましては、主に農林業センサスに係る経費でございます。第1節報酬から第8節旅費までは、調査員、指導員、会計年度任用職員の報酬などでございます。第10節需用費から第13節使用料及び賃借料までは、調査に係る郵券料や電子複写機使用料などの経費が主なものでございます。

続きまして、第6項監査委員費、第1目監査委員費につきまして御説明申し上げます。

監査委員費は、監査委員及び監査事務局に係ります人件費や事務経費でございます。第1節報酬から、102、103ページの第4節共済費までにつきましては、監査委員2名、事務局職員2人、会計年度任用職員1人に係る人件費でございます。102、103ページの第8節旅費から第18節負担金、補助及び交付金までにつきましては、監査委員及び職員の各研修会への参加費用や法令改正等による

書籍の追録加除費用、工事監査の委託など監査事務に必要な経費で説明欄に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 人権・まちづくり課長。

○人権・まちづくり課長（渡邊康広君） それでは、106、107ページをお開きください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第2目人権啓発費510万7,000円は、人権啓発などに係る経費と常盤集会所の管理運営経費でございます。第1節報酬から第10節需用費までの主なものは常盤集会所管理運営費、学校での人権スポーツ教室開催、人権作文標語集の作成、男女共同参画フォーラム開催に係る経費、続きまして108ページ、109ページをお開きください。第11節役務費から第15節原材料費までの主なものは、常盤集会所の維持管理経費、第18節負担金補助及び交付金の主なものは人権擁護委員協議会への補助や犯罪被害者への支援に係るものでございます。

続きまして、第3目隣保館費1,424万2,000円は上林会館の管理運営経費で、人件費及び施設の維持管理に係る経費などでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高谷委員。

○委員（高谷幸男君） 第2款総務費、第2項徴税费、第2目賦課徴収費についてお尋ねしますので、予算書は94、95ページ、調書は67ページでございます。

報償費として2億4,800万円計上されておりまして、歳入は7億円を見込んで寄附金がありますけれども、参考までにお聞きしますが、令和3年、令和4年、令和5年、そして令和6年のあたりの寄附額の見込み、予定、実績をお尋ねしたいと思います。お分かりだったら教えてください。

○委員長（山田雅徳君） 魅力発信室長代理。

○魅力発信室長代理（岡本紀子君） 高谷委員からの御質問でございます。

ふるさと納税の寄附額でございますが、令和4年度の寄附額が5億、過去の歳入でよかったですか。

○委員長（山田雅徳君） 歳入を聞いて歳出、今の予算案のものをお聞きになりたいということですよ。お答えができる範囲であれば。

○魅力発信室長代理（岡本紀子君）（続）寄附額で申し上げますと、令和4年度が約5.9億円、令和3年度が5.6億円、令和2年度が5.5億円であります。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 歳出に関する質疑はないですか。

魅力発信室長代理。

○魅力発信室長代理（岡本紀子君） 申し訳ありません。令和2年度の寄附額は約5.6億円ござ

いました。申し訳ありません。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） 歳出の質疑はありませんか、高谷委員。

（「よろしいです」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 調書の70ページの第2款総務費、第2項徴税費、第2目賦課徴収費の徴収経費で教えてください。現状をちょっと聞くだけなんですけど、これコンビニ収納利用手数料であるとか、その下の税整理組合の負担金が結構上がっているという状況がありますけれども、この状況を教えてもらいますか、原因というか。

○委員長（山田雅徳君） 税務課長。

○税務課長（柚木 均君） まず、コンビニの収納状況なんですけども、これはまだ決算が出てませんが、令和5年3月末ですから、1年前の令和5年度の決算で申し上げますと、納付金額64億3,000万円のうちコンビニ収納が6億9,000万円、パーセントでいいますと、17%のコンビニ収納になってございます。

続きまして、税整理組合のことでよろしいでしょうか。これがまた後から出ます議案第24号の中に補正予算を組んでおりまして、その中でも税だけで500万円の負担金の増額というのがあります。その中で言いますと、令和4年度の件数及び金額なんですけども、税整理組合にお願いした件数が981件で徴収していただいた金額が3,722万7,645円、これが令和4年度の結果です。今年、令和5年度2月補正、この後でやらせていただきますけども、実は税整理組合には毎月払っているわけではなくて、上半期と下半期と1年を半分に分けて負担金を払っています。上半期は4月から9月分なんですけども、9月末の時点で件数が595件、金額で3,130万円の税の徴収をお願いしております。もう去年が981件、今年は595件なんで、もう既に下半期分が足りないのが予測されますので、令和5年度は令和4年度よりかなりの税収、徴収率、徴収額が上回っております。よりまして、この2月補正で10月から3月の分、ちょっとまだ分からない部分もあるんですが、上半期と同じ部分である595件、3,130万円、これが下半期も来ると見込みまして、足らずの500万円を補正させていただこうと思っております。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） それはまたこの後の議案で出てくるということです。

（「そうでございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） まず、コンビニ収納のほうは去年は312万円だったところが来年度、令和6年度は490万円に随分増えている理由が何かということで、今の話だとちょっと分かりませんが、件数が増えたからこれが増えるということなのか、コンビニ収納の手数料自体の単価が上が

ったから1.5倍ぐらいになるのか、そこをまず教えてもらえますか。

○委員長（山田雅徳君） 税務課長。

○税務課長（柚木 均君） 単価は上がっておりませんので、件数の増だと思えます。

○委員長（山田雅徳君） 三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 税整理組合のほうも、昨年が利用分担金が370万円ちょっと、今年が840万円ということの計上がされているので、これも税整理組合が滞納したお金をそれだけ徴収してくる額が増えるだろうから、来年度はこれだけの予算を計上しているという成果報酬みたいなのが増えてくるというふうに理解すればいいということでしょうか。

○委員長（山田雅徳君） 税務課長。

○税務課長（柚木 均君） そのとおりでございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 選挙の関係でお尋ねするんですが。

○委員長（山田雅徳君） 調書は何ページでしょうか。

○委員（三宅啓介君）（続）75ページ、ちょっと細かいことなんですけど、昨年市長選挙があって、今年県知事選挙の計上をされていて、もう本当に小さいことなんですけど、ポスターの掲示の料金が物価高の中で昨年よりは若干減っているんですよ。むしろ、上がるのが何となく今の御時世かなという中で、材質を変えたりとか、ちょっと細かいことなんですけど、そういう努力をされているんだろうという理解をしたんですけど、現状がどうなのかということをお教えしてもらえますか。

○委員長（山田雅徳君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（河原 隆君） ポスター掲示場の件でございますが、市長選挙は大きさですと、畳1畳のサイズぐらいを想像していただけたらと思うんですけど、のものを用意しました。まだ決まってませんが、県知事選挙でもそれ同等サイズかもう少し大きい、もう少し横に広がるぐらいのものが想定をされてます。使う材質、それから設置位置、数量等に市長選挙と変化はございませんが、この予算編成に当たりまして参考見積り、業者のほうから見積りを取らせていただいた数字を基に入れさせていただいてます。実際、入札で各選挙のものを決めておりますけど、そのあたりの価格も見てこの数字を入れさせていただいておりますので、状況的には何も変わっていないんですが、数字的には下がっております。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。民生費も含めて、よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） ないようでありますので、この際しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時32分

再開 午後1時33分

○委員長（山田雅徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8款土木費から第13款予備費のうち本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） それでは、164、165ページをお開きください。

第8款土木費のうち危機管理室の所管する部分について御説明いたします。

第8款土木費、第3項河川費、第1目河川事業費のうち第11節役務費の災害保険料8万3,000円と、第12節委託料の樋門操作等委託料253万7,000円は、高梁川排水樋門排水機場の操作員の保険料と業務委託料でございます。

河川事業費は以上です。

○委員長（山田雅徳君） 消防総務課長。

○消防総務課長（西川 貴君） 続きまして、消防費について御説明いたします。

172ページ、173ページをお開き願います。

第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、本年度予算額9億8,874万8,000円、前年度比3,518万6,000円の増額でございます。まず、第2節給料から第4節共済費につきましては、消防職員の人件費でございます。第7節報償費80万円につきましては、消防写生大会、ファイア・セービング大会、幼少年防火クラブ員への火災予防運動等協賛謝礼及び消防団年末夜警慰問に要する経費が主なものでございます。第8節旅費192万7,000円につきましては、各種会議等への出席、消防学校、消防大学校での教育研修、救急救命研修所での指導救命士養成研修など、職員の研修に係る経費が主なものでございます。第10節需用費4,555万円につきましては、消防ホース、防火服等の消耗品、消防車両の燃料費、本署及び出張所の光熱水費、庁舎、車両及び各種機器の修繕に要する経費が主なものでございます。第11節役務費1,646万9,000円につきましては、通信運搬費として電話料及び消防緊急通信指令施設の運用に伴う回線使用料、手数料として消防活動用施設、資機材の点検料及び職員の予防接種、健康診断料、災害保険料及び自動車損害保険料として消防庁舎等の火災保険料や消防車両の損害保険料に要する経費が主なものでございます。第12節委託料1,476万1,000円につきましては、電話設備保守委託料として消防緊急通信指令施設の保守及び救命士病院研修委託料が主なものでございます。第13節使用料及び賃借料234万9,000円につきましては、174ページ、175ページをお開きください。隔日勤務者の寝具借上料が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金860万6,000円につきましては、岡山県防災ヘリ市町村負担金、研修会等負担金として、岡山県消防学校、消防大学校及び救急救命研修所など入校に要する経費が主なものでございます。

次に、第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費、本年度予算額8,414万9,000円、前年度比187万円の減額でございます。第1節報酬4,884万5,000円につきましては、消防団員950人分の年額報酬及び出動報酬でございます。第7節報償費306万2,000円につきましては、消防団運営報奨

金、消防操法大会出場分団報奨金、団員の表彰等に要する経費が主なものでございます。第8節旅費36万8,000円につきましては、各種会議等への出席、研修等に係る費用弁償でございます。第10節需用費660万7,000円につきましては、消防団員への貸与品等の消耗品、消防団車両等の燃料及び修繕に要する経費が主なものでございます。第11節役務費358万4,000円につきましては、災害保険料として消防団員福祉共済掛金及び消防団車両の損害保険料に要する経費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金2,124万9,000円につきましては、消防団員の公務災害補償及び退職報償金に伴う岡山市町村総合事務組合への負担金が主なものでございます。

176ページ、177ページをお開きください。

次に、第9款消防費、第1項消防費、第3目消防施設費、本年度予算額2億1,247万円、前年度比1億2,341万円の増額でございます。第10節需用費935万円につきましては、防火水槽、消防庁舎及び消防機庫の修繕に要する経費でございます。第14節工事請負費1,010万円につきましては、防火水槽修繕工事に要する経費でございます。第17節備品購入費1億9,052万円につきましては、救助工作車、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプの更新に伴う経費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金250万円につきましては、既設消火栓の修繕に要する経費でございます。

以上、消防費のうち消防関係分についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（山田雅徳君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） 続きまして、第9款消防費、第1項消防費、第4目災害対策費1億1,389万6,000円について御説明させていただきます。これは、備蓄品の購入、防災システム構築費用、河川等監視用ライブカメラの設置費用、その他防災関連機器の保守など、防災対策に係るものでございます。第1節報酬は、防災会議等委員の報酬でございます。第7節報償費は、平成30年7月豪雨災害関連イベント講師謝礼でございます。第8節旅費は、平成30年7月豪雨災害関連イベントに係る講師の旅費、防災協定締結に伴う旅費でございます。第10節需用費の主なものですが、消耗品費は備蓄用非常食等購入費、修繕料は避難所等看板標識の張り替えに係る経費でございます。第11節役務費の主なものは、新庁舎建設に伴い、J-ALERT機器や岡山県防災行政無線機器、緊急FM放送システム機器などの移設に要する経費でございます。第12節委託料の主なものは、防災情報システムを新たに導入するための費用や河川等監視用ライブカメラの新規設置に係る費用でございます。第13節使用料及び賃借料の主なものは、IP無線の借上料でございます。第15節原材料費は、防災訓練及び水防訓練等に係る原材料費でございます。第17節備品購入費の庁用機具費は、福祉避難所用の折り畳みベッド、機械器具費は備蓄用発電機の購入経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、岡山県防災行政無線の保守に係る負担金、防災士資格習得費の補助、エフエムくらしき総社中継局内のアンテナや放送機器の保守に係る負担金でございます。

続きまして、次に214ページ、215ページをお開きください。

第11款災害復旧費、第1項災害応急費、第1目災害応急費179万円は、災害対策本部などにおける応急対策業務として、避難所の運営経費や避難者への食料購入費などでございます。

216ページ、217ページをお開きください。

第12款公債費につきましては、令和5年度までに借り入れた市債に対する償還金の元金及び利子などでございます。

218ページ、219ページをお開きください。

第13款予備費につきましては、災害等不測の事態に備えるもの及び予算調整でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

三宅委員。

○委員（三宅啓介君） 調書の285ページ、防災経費についてお尋ねいたします。

第9款消防費、第1項消防費、第4目災害対策費ということです。この中で、役務費、通信運搬費が2,600万円ほど計上されています。これ昨年はほとんど34万円程度で、随分大きく予算がついている、この中身を教えてもらえますか。

○委員長（山田雅徳君） 危機管理室長。

○危機管理室長（丸山幸司君） すみません、予算調書のところへ主要なものの記載が漏れております。主なものとしましては、通信運搬費の中、大きく新庁舎移設に係る機器の移設がここに入ってきております。J-ALERTの機器移設で大体59万円、岡山県防災行政無線の機器移設2,200万円、それから中国電力ダムの通報装置移設、これが10万円、緊急FM放送のシステムの移設とそれに係る若干の機器更新が必要になってきますので、これで2,400万円ほどが通常より特別にかかっています。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

できれば、今回ほかのところは金額が大きかったりもしているので、今度からは調書をもう少し詳しく書いていただくと助かります。

（「申し訳ありません」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） ないようでありますので、この際しばらく休憩をいたします。

休憩 午後1時46分

再開 午後1時47分

○委員長（山田雅徳君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは次に、歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用の審査に入ります。

す。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（柚木 均君） それでは、歳入のうち本分科会の所管いたします主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の12、13ページをお開きください。

まず、市税でございます。令和6年度は市税全体で84億2,009万7,000円を計上いたしております。前年度対比では2,017万8,000円、0.2%の減でございます。

それでは、各税目別に御説明させていただきます。

第1款市税、第1項市民税、第1目個人、予算額30億400万円、前年度との比較で4,120万円の増額。

第2目法人、予算額3億9,060万円、前年度との比較で2,080万円の減額でございます。

個人市民税につきましては、今年度の課税実績や民間企業の賞与、給与の状況、また倉敷税務署管内の源泉所得税額の推移など現況を参考に算定いたしております。前年度対比で1.4%の増額を見込んでおります。また、法人市民税につきましては、5.1%の減額を見込んでおりますが、コロナ禍や円安、物価高騰などの影響につきましては今後の状況に注意が必要であると考えております。

次に、第1款市税、第2項固定資産税、第1目固定資産税、予算額38億7,521万円で、前年度との比較で5,980万円、1.5%の減額を計上いたしております。これにつきましては、固定資産税の評価替えの年には既存家屋の減価償却の減少を考慮いたしております。

第2目国有資産等所在市町村交付金、予算額2,116万8,000円でございます。

次に、第1款市税、第3項軽自動車税、第1目環境性能割、予算額1,320万5,000円、前年度との比較で120万円の増額を計上いたしております。これは、軽自動車を取得したときに課税されます。新型コロナの影響が徐々に回復してきておりまして、課税台数が伸びている点を踏まえまして計上しております。

次に、第2目種別割、予算額2億5,260万4,000円で、前年度との比較で270万円の増額で計上しております。

次に、第1款市税、第4項市たばこ税、第1目市たばこ税、予算額3億9,800万円、こちらは前年度対比で今までの実績から1,800万円の増額を見込んでおります。

次に、第1款市税、第6項入湯税、第1目入湯税、予算額1,920万円で、前年度対比では120万円の増額を計上いたしております。コロナ禍で大きく割り込んでおりましたが、回復傾向によりまして、今年度につきましては約13万人と見込んでおります。令和6年度につきましても、同様にコロナ禍前の状況までの回復を見込んでおります。

次に、第1款市税、第7項都市計画税、第1目都市計画税、予算額4億4,611万円、前年度対比

で0.9%の減でございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 財政課長。

○財政課長（横田優子君） 続きまして、14ページ、15ページをお開きください。

第2款地方譲与税、第1項地方揮発油譲与税及び第2項自動車重量譲与税は、国税である地方揮発油税、自動車重量税を財源として道路の延長及び面積により案分譲与されるもので、前年度実績見込額などにより計上しております。

第2款地方譲与税、第4項森林環境譲与税は、森林整備及びその促進に関する費用の財源として譲与されるもので、1,300万円を計上しております。

16、17ページをお開きください。

第3款利子割交付金、さらに1枚お開きいただきまして、18、19ページ、第4款配当割交付金、また1ページお開きいただきまして、20、21ページ、第5款株式等譲渡所得割交付金、以上の三つにつきましては県に納入された預金利子や株式の配当、譲渡に係る税を各市町村の個人県民税の額で按分し交付されるもので、それぞれ県が示す基準率や前年度実績見込額により計上しております。

22、23ページをお開きください。

第6款法人事業税交付金は、県に納められる法人事業税の一部を従業者数で按分し、市町村に交付されるもので、これも県が示す基準率や前年度実績見込額により1億3,000万円を計上しております。

24、25ページをお開きください。

第7款地方消費税交付金は、地方消費税のうち2分の1が人口及び従業者数により按分され、市町村に交付されるもので、県が示す基準率や前年度実績見込額により前年同額の16億円を計上しております。

26、27ページをお開きください。

第8款ゴルフ場利用税交付金は、県に納付されたゴルフ場利用税の10分の7相当額が交付されるもので、ほぼ前年並みの6,000万円を計上しております。

28、29ページをお開きください。

第9款環境性能割交付金は、県に納付された自動車税環境性能割額を道路の延長及び面積で按分し交付されるもので、これも県が示す基準率や前年度実績見込額により3,100万円を計上しております。

30、31ページをお開きください。

第10款地方特例交付金は、住宅ローン減税などによる減収分を国が補填し交付されるもので、総務省の地方財政計画の伸び率により3億6,000万円を計上しております。

32、33ページをお開きください。

第11款地方交付税は、各地方公共団体間での財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスが提供できるよう財源が保証されるもので、国税5税の一定割合をもって算定交付されます。普通交付税につきましては、令和5年度の実績及び国の令和6年度地方財政計画の規模等から64億円、そしてまた特別交付税を9億円計上しております。

34、35ページをお開きください。

第12款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一定割合を交通安全施設の設置管理経費に充てるための財源として按分し交付されるもので、前年同額の700万円を計上しております。

38、39ページをお開きください。

第14款使用料及び手数料、第1項使用料では第2目総務使用料の全て、第3目民生使用料、第1節社会福祉使用料のうち電柱敷使用料の一部、第4目衛生使用料のうち斎場使用料、そして第9目消防使用料が本分科会の所管に属するもので、主なものは総社駅北駐車場などの市営駐車場や新生活交通雪舟くん、斎場などに係る使用料でございます。

40、41ページをお開きください。

第14款使用料及び手数料、第2項手数料では、第2目総務手数料のうち第8節諸手数料の建築証明手数料以外が本分科会の所管に属するもので、主なものは戸籍謄本、住民票、印鑑証明などの交付に係る手数料でございます。

42、43ページをお開きください。

第9目消防手数料につきましても本分科会の所管に属するもので、危険物施設申請等手数料などでございます。

44、45ページをお開きください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金のうち本分科会の所管に属するものは第2目総務費国庫補助金の全てで、マイナンバーカード交付事務に係る国からの補助金や物価高騰対応重点支援の地方創生臨時交付金などがございます。

46、47ページをお開きください。

第15款国庫支出金、第3項委託金のうち本分科会の所管に属するものは、第2目総務費委託金及び第8目土木費委託金で、説明欄に記載の事業に係る国からの委託金でございます。

48、49ページをお開きください。

第16款県支出金、第1項県負担金のうち本分科会の所管に属するものは第12目移譲事務県負担で、県からの移譲事務に対する負担金でございます。

第16款県支出金、第2項県補助金では、第2目総務費県補助金の全て、第3目民生費県補助金、第1節社会福祉費補助金のうち、1行目の隣保館運営費補助金、5行目の住宅新築資金等貸付助成事業補助金（償還推進助成分）、下から4行目の人権啓発活動地方委託事業補助金、それから少し飛びまして、52、53ページの一番上、第9目消防費県補助金、以上が本分科会の所管に属するもので、それぞれの事業に係る県からの補助金でございます。

第16款県支出金、第3項委託金、第2目総務費委託金につきましては全て本分科会の所管に属するもので、県税徴収委託金や県知事選挙費委託金など、県からの委託事業に係る委託金でございます。

54、55ページをお開きください。

第17款財産収入、第1項財産運用収入は第1目財産貸付収入の全て、第2目利子及び配当金は説明欄1行目、財政調整基金利子から一番下の高額介護居宅支援サービス費貸付基金利子までの全てと、56、57ページをお開きいただきまして、説明欄下から二つ目の株式会社オービス株式配当金を除く全てが本分科会の所管に属するもので、市有土地等の貸付収入及び各基金の利子収入などがございます。

第17款財産収入、第2項財産売払収入は、第1目不動産売払収入、第2目物品売払収入ともに本分科会の所管に属するもので、土地や不要物品の売払収入でございます。

58、59ページをお開きください。

第18款寄附金、第1項寄附金では第2目総務費寄附金が本分科会の所管に属するもので、ふるさと納税寄附金7億円、令和6年能登半島地震で被災した自治体のふるさと納税を代理で受け入れる500万円、企業版ふるさと納税寄附金300万円を計上しております。

60、61ページをお開きください。

第19款繰入金のうち本分科会の所管に属するものは、第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金、第3目職員退職手当基金繰入金、第10目地域振興基金繰入金、第11目庁舎等整備事業基金繰入金、第33目復興基金繰入金4,657万6,000円のうち67万6,000円、そして第36目社会貢献表彰総社花萬基金繰入金、以上で財源調整及びそれぞれの事務事業の財源とするため、繰入れを行うものがございます。

62、63ページをお開きください。

第20款繰越金の前年度繰越金につきましては2億円を計上しております。

64、65ページをお開きください。

第21款諸収入のうち本分科会の所管に属するものは、第1項延滞金加算金及び過料、第1目延滞金、そして第2項市預金利子、第1目市預金利子の説明欄、歳計現金等一時預金利子2万6,000円のうち2万5,000円、第3項貸付金元利収入では第4目住宅新築資金等貸付金元利収入、第4項収益事業収入の第1目競艇事業収入、第5項雑入、第2目弁償金、そして第3目違約金及び延納利息、そして第4目雑入、第4節雑入のうち主なものは説明欄一つ目の電算処理業務負担金で、各特別会計や企業会計からの負担分、66、67ページをお開きいただきまして、一つ目の市町村振興協会ソフト事業支援交付金で文化センター運営に対する交付金、五つ下のコミュニティ助成金で一般財団法人自治総合センターの助成金を各地域づくり協議会の備品整備などに活用するもの、真ん中より少し下の後納郵便負担金で水道事業会計からの負担金、その六つ下、協働のまちづくり推進助成金で地域振興事業に対する岡山県市町村振興協会からの助成金、そして一番下、その他雑入981万

9,000円のうち541万7,000円でございます。

68、69ページをお開きください。

第22款市債、第1項市債のうち本分科会の所管に属するものは、まず第2目総務債と一番下の第19目合併特例債で新庁舎建設経費の財源とするもの、第9目消防債に戻りまして、救助工作車の更新や防災システムの整備、防火水槽の整備に伴うもの、そして第15目臨時財政対策債で一般財源の不足額を補填するため借り入れるもの、以上でございます。

続きまして、第2条債務負担行為について御説明いたしますので、6ページ、7ページにお戻りください。

第2表債務負担行為のうち本分科会の所管に属するものは、1行目、電算機器借上料から7行目の確定申告等事務補助職員派遣委託までの各事業及び下から三つ目、消防指令無線システム整備委託、その下の消防指令無線システム整備管理委託で、いずれも複数年にわたる事業であることから債務負担行為を設定するもので、それぞれの期間及び限度額は記載のとおりでございます。

続きまして、第3条地方債について御説明いたしますので、8ページをお開きください。

第3表地方債のうち本分科会の所管に属するものは、一つ目の庁舎整備事業、そして真ん中辺りの消防施設整備事業、その下、防災施設整備事業、さらにその下、防災対策事業、下から二つ目の臨時財政対策債、その下、合併特例事業、以上で先ほど歳入の市債で御説明いたしました地方債について、その借入限度額、起債の方法、利率、償還の方法について、それぞれ記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、予算書の1ページにお戻りください。

第4条一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額を40億円と定めようとするものでございます。

次に、第5条歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について、記載のとおり定めようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） これより、質疑に入ります。

なお、この歳入に関しては予算書のページ数を言っていたいただいて、款項目からお願いをいたします。

質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 歳入の法人市民税でお伺いをいたします。

令和4年度、令和5年度、令和6年度で、令和4年度から令和5年度に至っては上がっておるんですが、今回令和6年度に至ってはこれだけ下がっておる。様々な情報機関からのデータでいくと、やはり2,000万円ほど法人市民税が下がるという認識でおるということでよろしいんでしょう

かと思っ、その辺いかがでしようか。令和4年度が3億6,600万円、令和5年度が4億1,100万円、令和6年度が3億9,000万円で減額になっておりますが、その辺いかがでしようか。

○委員長（山田雅徳君） 税務課長。

○税務課長（柚木 均君） 法人市民税の算出方法につきまして、岡山財務事務所とか岡山県内経済情報報告とかいろいろな情報を精査しております。岡山県内経済情報報告では、緩やかに回復しつつあるとの総合判断がなされておりましたが、岡山県の企業収入については令和5年度は減収見込みとなるという報告を受けております。それと、令和5年度上半期の調定額が令和4年度上半期よりも減額となっていること、それから最近の物価高が景気の回復にマイナスの影響を与えていると想定すること、そういったことも付け加えておりました。以上から、令和6年度においては、令和5年度の決算見込みよりも減少するのではないかと推測し、こういった数値にさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（山田雅徳君） 他にありませんか。

なければ、私からすみません、1点ちょっと確認をさせてください。

予算書12ページの第1款市税、第6項入湯税なんですけども、この入湯税、これは市内の対象の施設というのは国民宿舎サンロード吉備路ということでよろしいんでしょうか。まず、そこをちょっと確認させてください。

税務課長。

○税務課長（柚木 均君） おっしゃるとおり、国民宿舎サンロード吉備路のみです。

○委員長（山田雅徳君） 続けて、先ほどの説明と、あとあらかじめ頂いておりました予算提案説明補足資料でいくと、入湯税が令和5年度より令和6年度が6.7%ほど伸びているという、そういった計算をされております。国民宿舎サンロード吉備路は、御承知のように4月から事業者が変わって運営されて、その中で大規模改修等々も予想されている中で、実際に施設が来年度動かない時期がもし出てくるのであれば、そういったことも考慮されていらっしゃるのかどうかをお願いいたします。閉まることはないのか。

税務課長。

○税務課長（柚木 均君） 大規模改修のことは聞いております。これは令和6年度の予算ですので、景気の回復に伴うもの、そして指定管理のことは考慮なく、今までどおりで挙げさせていただいております。大規模改修になりますと、やはりその期間のお客さんが途切れますので、そのときはそういったことを考慮しないといけないと思っております。大規模改修は令和7年度の予定なので、令和6年度は見えておりません。

以上です。

○委員長（山田雅徳君） それを含めて、ですので次の年度、令和6年に関してはそういった形でお休みの期間はないであろうという予測の下、立てられているということでもよろしいでしょうか。

税務課長。

○税務課長（柚木 均君） そのとおりでございます。

○委員長（山田雅徳君） ありがとうございます。

他に質疑はありませんか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 予算書12ページの市たばこ税についてお伺いをします。

たしか、令和4年度の当初予算で3億7,000万円が計上されておったと記憶しておりますが、令和4年の決算では4億1,000万円だったのではないかなど。その辺からしますと、令和6年度は3億9,800万円、1,200万円ほどでありますけども、下方修正しておるようなんですが、その理由をお教えください。

○委員長（山田雅徳君） 税務課長。

○税務課長（柚木 均君） 昨今、たばこを吸う方が減ってきているということで、実際実績数としては下がっていくのではないかと思ってたんですが、実績を見ていますと上がっております。ただ、予算ですので、どのくらいになるかというのは……。

（「1,200万円は大きいですね」と呼ぶ者あり）

○税務課長（柚木 均君）（続） 推測できないんですけども、予測的にはこういったもので捉えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（山田雅徳君） よろしいですか。

岡崎副委員長。

○委員（岡崎亨一君） 承知をしました。数年前からたばこも上がっておりますし、喫煙者も減っておるということで、なかなか状況が見にくいところで令和5年度の決算どおりにはいかないかもしれないので、その辺の怖さもあったかと理解、承知しました。ありがとうございます。

○委員長（山田雅徳君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） ないようでございますので、全体を通じて質疑漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（山田雅徳君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより、本件のうち本分科会に分担された部分についての取りまとめをいたしたいと思えます。

念のため、申し上げます。

分科会でありますので、本件に対する討論、採決はできませんが、取りまとめの方法としてお諮りいたします。

本件のうち本分科会の担当する部分については、可決すべきであると取りまとめることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山田雅徳君) 御異議がないようですので、19日に開催が予定されております一般会計
審査特別委員会に本分科会の状況を報告いたします。

以上で、本分科会を閉会いたします。

閉会 午後2時16分

総社市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに押印する。

総務生活分科会委員長 山田 雅徳